# 現行の化審法の枠にとらわれない見直しを

(財)世界自然保護基金ジャパン 村田幸雄

1

## 意見の概要

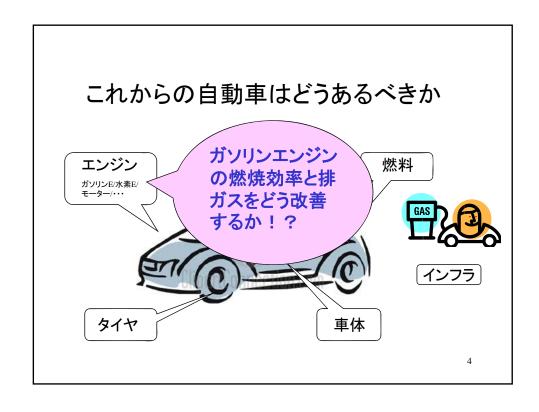
- 1. 何のための見直しか
- 2. 現行の化審法について
- 3. 三省合同見直し検討会について
- 4. なぜ市民の関心が高まらないのか
- 5. より健全な議論のための提案

#### 1. 何のための見直しか?

改正法施行後5年の規定/環境の変 化への対応/化管法との一体的運 用?

#### ビジョンなき受動的見直し

cf. 域内市場の効率的な機能と化学産業の競争力を確保しながら、 「高レベルでの人の健康及び環境の保護」を保証(EU、新化学物質白書)



#### 2. 現行の化審法について

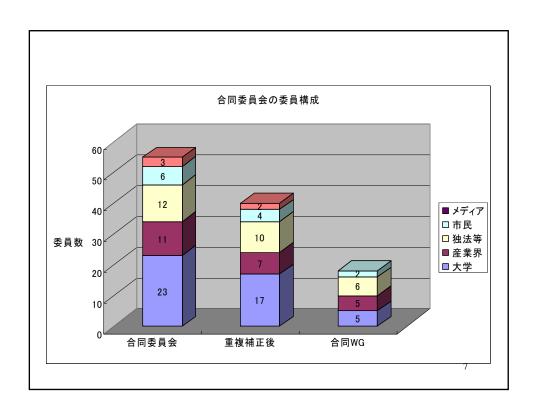
35年近くも前に作られ、もはや小手先の手 直しでは例えば次のような課題に対応しき れない。より大きな枠組みでの包括的見直し が必要。

- 既存/新規化学物質の二重基準の解消
- ライフサイクル管理
- より安全な代替の促進
- ステークホルダー参加・情報伝達など・・・

5

### 3. 合同見直し検討会について

- 三省合同委員会(40委員)、三事務局、三座 長・・・・合理的、効率的なのか?
- 過去の類似の検討会等の成果との関係は? 産構審化学物質基本問題小委、中間取りまとめ(07.3) 第三次環境基本計画「化学物質の環境リスクの低減」(06.4)
- 委員構成、バランスは適切か?



# 4. 化審法見直しになぜ市民の関心が高まらないのか?

- 国民の理解を阻む国の情報提供
- 問題点をぼかし、「安心」を押し付ける"リスクコミュニケーション"
- 市民団体等の活動不十分(人/財政的資源、ステークホルダーとしての認知不足など)

#### Japanチャレンジプログラム: 国による説明

- 産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラムです。一経産省HP
- 昭和48年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律公布時に既に我が国で製造・輸入されていた化学物質(既存化学物質)の安全性情報の収集を加速化するため、環境省、厚生労働省及び経済産業省は、平成17年6月に官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称: Japanチャレンジプログラム)を開始しました。このプログラムは、産業界と国が連携して、産業界の自発的な取組により化学物質の安全性情報を収集・発信するものです。 -環境省HP

9

## Japanチャレンジプログラム:

市民向けの翻訳例

- A:わが国で日常使用されている化学物質の大半は、人の健康や環境に対し 安全かどうか良くわかっていない。 そこで国は特に製造・輸入量の大きい 化学物質について、それらを扱う産業界に安全性を確かめてもらうよう 協力を求め、かつその結果を国民に発信する取組。
- B:日本を含む先進国の多くは化学物質を製造・輸入する際にその安全性 データーをチェックする制度を持つ。しかし制度導入時点で市場に出回っていた化学物質(既存化学物質)については全体の8%しかチェックされて おらず、残りは自由に製造・輸入されている。近年国際的にもこの問題への対応が求められるようになり、わが国でも先行する米国のUSチャレンジ プログラムに倣って、製造・輸入量の大きい化学物質に限り産業界の協力を求めそれらの安全性を確かめ、その結果を国民に発信する取組。

# 5. 我が国の化学物質管理に関する議論をより健全に進めるための提案

1)三省合同委員会

取りまとめにあたっては、現行の法規制の枠組みの拡大 等で対応できることとそうでないこと区別して整理してい ただきたい。

- 2)より包括的な化学物質管理見直しをステークホルダー参加の下で実施する
- ステップ1:国民にわかる言葉で化学物質管理の現状をまとめた最新のNational Profileを作成する
- ステップ2:ステークホルダーが参加するSAICM国内行動 計画検討委員会において、行動計画を策定する

11

ご清聴ありがとうございました。